1. 総括研究報告

中隔視神経異形成症の神経学的所見に関する研究 研究代表者 加藤光広 昭和大学医学部小児科学講座 講師

研究要旨

中隔視神経異形成症 Septo-optic dysplasia(SOD)は、透明中隔欠損、視神経低形成、下垂体機能低下症を三徴とする先天異常であるが、患者毎に症状と重症度に違いが認められる。1072 例の脳形成異常の登録データベースを用い、本研究班で作成した診断基準と重症度分類について、主に神経学的項目に関する妥当性を検証した。SOD の診断症例は 6 例で、全例透明中隔欠損と眼もしくは下垂体機能低下のいずれかまたは両者を併発し、現行の診断基準を満たしていた。重症度について検討し得た 1 例では、眼症状で重症と判断されたが、神経症状については大島分類を用いているために、最重度知的障害でてんかんを併発していても中等症と判断された。診断基準については本研究班の診断基準が妥当と考えられたが、神経症状の重症度分類については、大島分類ではなく、知的障害、運動障害それぞれ単独に判断することが望ましく、改訂する必要がある。

A. 研究目的

中隔視神経異形成症 Septo-optic dysplasia(SOD)は、透明中隔欠損、視神経低形成、下垂体機能低下症を三徴とする先天異常である。しかし、実際に3つの特徴を呈する典型例は30%にとどまり、患者毎に症状のバリエーションが認められる。平成26年度の本研究班の調査における国内での報告例数は135症例が確認されたのみであり、頻度が稀なために、患者毎の症状の違いは十分明らかにされていない。

本研究班ではこれまでに、文献調査によるケースシリーズ調査(平成 26 年度)既報告例に対する二次調査(平成 27 年度)を行ない、診断基準と重症度分類を作成した。文献調査による既報告 135 症例のうち、画像所見では、透明中隔欠損を 65 例に、脳梁欠損を 19 例に認めた。また、大脳皮質形成異常の併発例は 23 例で、裂脳症 / 孔脳症、多小脳回の併発が 15 例に認められた。他方、筆者は 2002 年から脳形成異常の臨床相談、画像診断、遺伝子解析、患者会の支援などによる包括的な相談を行い、全国から寄せられた脳形成異常の登録データベースを構築してきた。

本年度は、SOD の現行の診断基準と重症度分類を用いて、脳形成異常のデータベースに登録された症例を調査し、神経学的な SOD の現行の診断基準と重症度分類の妥当性を検証する。

B. 研究方法

自験例(1998 年以降)および全国から相談(2002 年以降)された 1072 例の脳形成異常の症例登録データベースから臨床診断としてのSOD および画像所見として頭蓋内正中構造異常(透明中隔欠損、脳梁欠損、脳梁菲薄化、下垂体異常)大脳皮質形成異常(多小脳回、裂脳症、孔脳症)の症例を抽出し、臨床診断、併発

症、検査所見の概要を調査した。1072 例中、1 歳未満が360 例、7 歳未満が661 例、7 歳以上 が184 例、不明が227 例である。

《倫理面への配慮》

本研究は研究課題「脳形成障害の原因解明と 治療法開発」の一部として、昭和大学医学部の 倫理審査(H27-220)で承認されている。

C. 研究結果

SOD の臨床診断名(中隔視神経異形成症、中隔視神経形成異常症を含む)が付けられていた症例は6例であった。SODと診断されていた6例は、いずれも透明中隔欠損を認め、4例に眼の異常(小眼球、視神経低形成)4例に下垂体機能低下(TSH低値、1例は詳細不明)を伴っていた。三徴を満たす症例は2例であった。三徴を満たす症例は2例であった。重症度については、6例中4例が1歳未満で知例は中等度知的障害と脳性麻痺、弱視を認めるが、それ以上の詳細な情報が不足し判定困難であった。21歳の1例は重症児に関する大島分類がそれ以上の詳細な情報が不足し判定困難であった。21歳の1例は重症児に関する大島分類が10(1Q<20で歩行可能)に視覚障害(両眼の視力<0.05)とてんかん、成長ホルモン分泌不全症を併発し、重症と診断された。

頭蓋内正中構造異常として、透明中隔欠損 8 例、脳梁欠損 126 例、脳梁菲薄化 48 例(脳梁欠損との重複 1 例)、下垂体異常 2 例(透明中隔欠損との重複 1 例)を認めた。透明中隔欠損 8 例中、6 例が SOD と診断されていた。SOD と診断されていない透明中隔欠損の2 例は14 歳と4歳で内分泌異常の併発はなく、眼は4歳児に調節性内斜視を認めたが眼底異常はなかった。SOD の臨床診断で脳梁欠損を併発する症例は2 例であった。

大脳皮質形成異常として、多小脳回 225 例、 裂脳症 41 例、孔脳症 7 例を認めた。眼の異常 を伴う症例はそれぞれ 29 例、4 例、0 例であっ た。多小脳回に眼の異常を伴う 29 症例のうち 19 例は Aicardi 症候群と診断されていた。13 歳と 24 歳の 2 例は脳梁菲薄化に加え、視神経乳頭萎縮、左小眼球をそれぞれ併発していた。透明中隔欠損は認められなかった。孔脳症に眼の異常を伴う 7 例のうちの 1 例は、上述した多小脳回、脳梁菲薄化、左小眼球を認める 24 歳であった。

D. 考察

現行の診断基準が公表される前に SOD と診断 されていた6例は、いずれも現行の診断基準を 満たし、診断から除外される例はなかった。重 症度については、本研究で判定した症例は、神 経症状は中等症、内分泌症状が軽症、眼症状が 重症と判断される。神経症状については、知的 障害が重度もしくは最重度でも歩行可能であ れば SOD としては中等症となり、逆に、運動障 害が重度でねたきりであっても、知的に軽度以 上であれば SOD としては中等症もしくは軽症に 分類される。SOD の疾患特性としての重症度分 類と、知的障害(療育手帳など)運動障害(身 体障害者手帳)の重症度分類に齟齬があること が判明した。現行の重症度分類に用いられてい る重症児に関する大島分類は、日本独自の政策 医療としての重複障害を有する重症心身障害 児・者の判断に用いられる分類であり、知能も しくは運動機能単独障害の重症度判定に用い ることには無理がある。今後は SOD の重症度分 類と知的障害、運動障害単独の神経症状の重症 度分類に齟齬が生じないように改訂されるこ とが望ましい。

今回の調査に用いた脳形成異常データベースは、脳形成異常による発達遅滞やてんかん発作などで乳児期や幼児期など比較的早期に発見され登録されている例が多い。SOD の内分泌異常は思春期以降に判明することがあり、内分泌学的な異常は漏れている可能性がある。

E. 結論

本研究班の診断基準は妥当と考えられたが、 重症度分類に関しては改訂が望ましい。

G. 研究発表

1.論文発表

- 1) Fukumura S, Kato M, Kawamura K, Tsuzuki A, Tsutsumi H: A Mutation in the Tubulin-Encoding *TUBB3* Gene Causes Complex Cortical Malformations and Unilateral Hypohidrosis. *Child Neurology Open* 32016
- 2) Kobayashi Y, Magara S, Okazaki K, Komatsubara T, Saitsu H, Matsumoto N, Kato

- M, Tohyama J: Megalencephaly, polymicrogyria and ribbon-like band heterotopia: A new cortical malformation. *Brain Dev* 38:950-953, 2016
- 3) Suga A, Mizota A, Kato M, Kuniyoshi K, Yoshitake K, Sultan W, Yamazaki M, Shimomura Y, Ikeo K, Tsunoda K, Iwata T: Identification of Novel Mutations in the LRR-Cap Domain of *C21orf2* in Japanese Patients With Retinitis Pigmentosa and Cone-Rod Dystrophy. *Invest Ophthalmol Vis Sci* 57:4255-4263, 2016
- 4) Tsutsumi M, Yokoi S, Miya F, Miyata M, Kato M, Okamoto N, Tsunoda T, Yamasaki M, Kanemura Y, Kosaki K, Saitoh S, Kurahashi H: Novel compound heterozygous variants in PLK4 identified in a patient with autosomal recessive microcephaly and chorioretinopathy. *Eur J Hum Genet* 24:1702-1706, 2016
- 5) 加藤光広: 【胎児脳形成障害の診断に おける最新の知見】 脳形成障害の分子診断. 京都府立医科大学雑誌 125:253-260, 2016
- 6) 加藤光広: 脳形成異常. (監修) 福義, (編集) 櫻晃, *遺伝カウンセリングマニュアル改訂第3版*: 南江堂:96-97, 2016
- 2. 学会発表
- 1) 里龍晴、加藤光広、井上大嗣、原口康平、 才津浩智、松本直通、森内浩幸: TUBA1A 遺 伝子変異を認めた孔脳症、多小脳回、小脳 低形成の軽症例.第58回日本小児神経学会 学術集会:新宿 2016年6月2-5日
- 2) 沼倉周彦、中村和幸、三井哲夫、加藤光広: C21orf2 遺伝子変異を検出した skeletal ciliopathyの姉弟例.第119回日本小児科 学会学術集会:札幌 2016年5月13-15日
- 3) 加藤光広:大脳形成異常の基礎と臨床の最 先端:診断から治療へ.第50回新潟小児神 経学研究会:新潟 2016年2月13日

H. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録 なし
- 3. その他

資料1 中隔視神経異形成症の診断基準と重症度分類(改訂)

中隔視神経異形成症(中隔視神経形成異常症)Septo-optic dysplasiaの診断基準と重症度分類

診断基準

以下の3項目のうち、少なくとも2項目を満たすものを中隔視神経異形成症と診断する。

透明中隔欠損を認める

下記の内分泌異常を認める

視神経低形成(片側性もしくは両側性)を認める

(内分泌異常は初期には認められないことが多く、 もしくは を認める場合は思春期まで内分泌異常の発現に注意が必要である)

内分泌学的診断基準

下垂体機能低下症の以下の症状(A 臨床症状またはB 内分泌検査)を一つあるいは複数認める。

- A 臨床症状
- 1. 低身長(注1)
- 2. 症候性低血糖(注2)
- 3. 新生児の呼吸障害(注2)
- 4. 遷延する黄疸(注2)
- 5. 小陰茎・停留精巣
- 6. 二次性徵遅延
- 7. 多飲・多尿(注3)
- 8. 思春期早発症(注4)
- 注1 成長ホルモン分泌(GH)不全性低身長の診断は難治性疾患克服研究事業の診断の手引きを参考にする。
- 注2 新生児期には非特異的症状であるが、下垂体機能低下によっても発症することがある。
- 注3 バソプレッシン分泌低下症(尿崩症)の診断は難治性疾患克服研究事業の診断の手引きを参考にする。
- 注4 中枢性思春期早発症の診断は難治性疾患克服研究事業の診断の手引きを参考にする。

B 内分泌検査

下記のいずれかあるいは複数の合併を認める

- 1. 成長ホルモン分泌低下(注5)
- 2. 甲状腺刺激ホルモン分泌低下(注5)
- 3. 性腺刺激ホルモン分泌低下(黄体刺激ホルモン、卵胞刺激ホルモン)(注5)
- 4. 副腎皮質刺激ホルモン分泌低下(注5)
- 5. バソプレッシン分泌低下
- 6. 性腺刺激ホルモン分泌増加

注5 下垂体前葉ホルモン分泌低下については下垂体性あるいは視床下部性の分泌障害の両者が原因となる。

- C 画像所見(参考所見)
- 1. 下垂体前葉の形成不全
- 2. 下垂体柄の非薄あるいはMRIで同定不能
- 3. 下垂体後葉の形成不全あるいは異所性後葉

重症度分類

神経症状・内分泌症状・眼症状ごとの重症度分類は次の通りである。各臓器症状のもっとも重い重症度を患者の重症度とする。ただし、二つの臓器症状の併発は一段階(中等症と軽症の併発は重症に、軽症と軽症

の併発は中等症にあげる)、三つの臓器症状の併発は重症度を二段階(三臓器とも軽症でも、全体としては 重症とする)あげる。

神経症状

重症児に関する大島分類(参考1)、精神保健福祉手帳診断書における「G40てんかん」の障害等級判定区分(参考2)

重症 大島分類1-4。大島分類5-9に聴覚障害、てんかん、摂食・呼吸障害等の併発症状を併発する場合。てんかん障害等級1級相当の発作。

中等症 大島分類5-9。大島分類10-16に聴覚障害、てんかん、摂食・呼吸障害等の併発症状を併発する場合。 てんかん障害等級2級相当の発作。

軽症 大島分類10-20。大島分類22-25。大島分類21に聴覚障害、てんかん、摂食・呼吸障害等の併発症状を 併発する場合。てんかん障害等級3級相当の発作。

内分泌症状

重症 新生児の呼吸障害あるいは症候性低血糖を伴う場合。(前葉ホルモン分泌不全によるもの)中等症 重症以外の内分泌症状、ホルモン分泌異常を二つ以上合併する場合。 軽症 重症以外の内分泌症状、ホルモン分泌異常を一つ持つ場合。

眼症状

重症 矯正しても、両眼の視力が 0.05 未満の場合 中等症 矯正しても、両眼の視力が 0.3 未満の場合 軽症 矯正しても、片眼の視力が 0.3 未満の場合

参考1 重症児に関する大島分類

(IQ) 知的障害

境界	71~80	25	24	23	22	21
軽度	51~70	16	15	14	13	20
中等度	3 6 ~ 5 0	9	8	7	12	19
重度	21 ~ 35	4	3	6	11	18
最重度	0 ~ 2 0	1	2	5	10	17

走れる 歩ける 歩行障害 座れる ねたきり

参考 2 精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分

てんかん発作のタイプと頻度	等級
八、二の発作が月に1回以上ある場合	1 級程度
イ、口の発作が月に1回以上ある場合 ハ、二の発作が年に2回以上ある場合	2級程度
イ、ロの発作が月に1回未満の場合 八、二の発作が年に2回未満の場合	3級程度

「てんかん発作のタイプ」

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- 八 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- 二 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金 (難治性疾患等政策研究事業 (難治性疾患政策研究事業))

「中隔視神経異形成症の実態調査と診断基準・重症度分類の作成に関する研究(H26-難治等(難)-一般-003)」 班(研究代表者 加藤光広)

2014年(平成27年)2月9日作成

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金 (難治性疾患等政策研究事業 (難治性疾患政策研究事業))

「中隔視神経異形成症の実態調査と診断基準・重症度分類の作成に関する研究(H27-難治等(難)-一般-007)」 班(研究代表者 加藤光広)

2016年(平成28年)2月20日改訂 (改訂箇所 神経症状 重症度 軽症 下線部)

病名 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群

1.主要臨床症状

- 1 眼症状(眼振・視力障害・半盲・斜視・小眼球)
- 2 下垂体機能低下症(成長ホルモン分泌不全性低身長、中枢性甲状腺機能低下症、二次性副腎皮質機能低下症、低ゴナドトロピン性性腺機能低下症、中枢性尿崩症)。ただし、ゴナドトロピン分泌亢進による思春期 早発症状を認めることもある。

11. 重要な検査所見

- 1 眼底検査で視神経低形成を認める
- 2 頭部MRIで、正中脳構造の異常(透明中隔欠損、脳梁欠損、視交叉低形成)を認める。

111. その他の所見

- 1 発達遅滞/知的障害
- I.1もしくはII.1、 I. 2、 II. 2の、 から のうちの 2 つを満たす時、本症と診断する。I. 2の下垂体症状は初期には認められないことが多い。III. 1は正常から重度まで幅広い。

134 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群(2016年改訂版)

概要

1. 概要

中隔視神経形成異常症 / ドモルシア (De Morsier) 症候群は、透明中隔欠損と視神経低形成に、下垂体機能低下症を伴う先天異常である。脳と眼と下垂体の3症状をきたす典型例は30%のみで、視覚障害、てんかん発作や脳性麻痺などを併発する難治性疾患である。

2.原因

一部の症例で HESX1、SOX2 などの遺伝子変異が報告されているが多くは原因不明の孤発例で、若年出産や母胎の薬物、アルコール曝露による環境因子の影響が推測されている。多発奇形症候群の部分症状としてもみられるため、全前脳胞症や閉塞性水頭症、水無脳症、裂脳症、孔脳症の鑑別が必要である。

3.症状

視力障害や眼振で発症し、あとから成長障害などの下垂体症状を認めることが多い。視神経低形成は片側性もしくは両側性で、75%~80%の症例に認められる。下垂体機能低下は44%~81%に認められ、視床下部性と考えられている。成長ホルモン(GH)分泌不全による低身長がもっとも多く認められ、次いで甲状腺刺激ホルモン(TSH)分泌不全、副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)分泌不全が認められる。ACTH分泌不全症併発例では発熱時に突然死の危険性がある。透明中隔欠損は28%~60%の症例に認められ、他に脳梁欠損、視交叉低形成など正中脳構造の異常が全例に認められる。知能は正常から重度低下まで差がみられる。

4.治療法

小児眼科、小児内分泌科、小児神経科など複数の専門家による包括的な医療が必要である。視覚障害や知能障害に対する発達指導と援助が必要である。下垂体機能低下症にはホルモン補充療法が行われる。一部の症例では常染色体劣性もしくは優性遺伝形式で家族性に発症するため、遺伝相談も必要である。

5. 予後

病変は非進行性である。

要件の判定に必要な事項

1 . 患者数

約 500 人

2. 発病の機構

不明(遺伝子変異、染色体異常、先天奇形症候群など。)

3. 効果的な治療方法

未確立(対症療法のみ。)

4. 長期の療養

必要(先天異常で生涯持続。)

5. 診断基準

あり(研究班作成の診断基準あり。)

6. 重症度分類

以下の ~ のいずれかを満たす場合を対象とする。

視覚障害:良好な方の眼の矯正視力が0.3未満

下垂体機能低下症を認め、ホルモン補充療法が必要な場合。ただし、成長ホルモンの補充については、小児慢性特定疾病の基準に準ずる。

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分、および障害者総合支援法における障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて、以下のいずれかに該当する患者を対象とする。

「G40 てんかん」の障害等級	能力障害評価
1級程度	1~5すべて
2級程度	3~5のみ
3級程度	4~5のみ

情報提供元

日本小児神経学会

昭和大学医学部 小児科学講座 講師 加藤光広

<診断基準>

1.主要臨床症状

- 1. 眼症状(眼振・視力障害・半盲・斜視・小眼球)
- 2.下垂体機能低下症(成長ホルモン分泌不全性低身長、中枢性甲状腺機能低下症、二次性副腎皮質機能低下症、低ゴナドトロピン性性腺機能低下症、中枢性尿崩症)。ただし、ゴナドトロピン分泌亢進による思春期早発症状を認めることもある。

11. 重要な検査所見

- 1.眼底検査で視神経低形成を認める。
- 2.頭部MRIで、正中脳構造の異常(透明中隔欠損、脳梁欠損、視交叉低形成)を認める。

111. その他の所見

1.発達遅滞/知的障害

<診断のカテゴリー>

1かつ | | 2、または、| | 1かつ | | 2、または、2かつ | | 2を満たす時、本症と診断する。

2の下垂体症状は初期には認められないことが多い。

III1は正常から重度まで幅広い。

< 重症度分類 >

以下の ~ のいずれかを満たす場合を対象とする。

視覚障害:良好な方の眼の矯正視力が0.3未満

下垂体機能低下症を認め、ホルモン補充療法が必要な場合。ただし、成長ホルモンの補充については、 小児慢性特定疾病の基準に準ずる。

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分、および障害者総合支援法における障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて、以下のいずれかに該当する患者を対象とする。

「G40 てんかん」の障害等級	能力障害評価
1級程度	1~5すべて
2 級程度	3~5のみ
3級程度	4~5のみ

精神保健福祉手帳診断書における「G40 てんかん」の障害等級判定区分

てんかん発作のタイプと頻度	等級
八、二の発作が月に1回以上ある場合	1級程度
イ、口の発作が月に1回以上ある場合 八、二の発作が年に2回以上ある場合	2級程度
イ、ロの発作が月に1回未満の場合 八、二の発作が年に2回未満の場合	3級程度

「てんかん発作のタイプ」

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- 八 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- 二 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

精神症状・能力障害二軸評価 (2)能力障害評価

判定に当たっては以下のことを考慮する。

日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。 保護的な環境(例えば入院・施設入所しているような状態)でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺 の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。

精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。

2 | 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。

「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇 用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況 や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏 しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ない ことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の 再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしま うことは少ない。

3 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援 を必要とする。

「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。

例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来たしやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。

4 精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。

「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。

例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来たしやすい。 金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。

5 精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。

「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。

入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。

診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1.病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2.治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3.なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。

資料2

現在の診断病名,診断基準の妥当性の検討 (メイル会議)

【指定難病、小児慢性疾病の疾患名】

Q 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群と記載されていますですが、いかがでしょうか。

A 透明中隔欠損を示す症例は半数程度と言われていますし、下垂体機能不全(画像としての異形成ではなく)も7割程度言われており、「様々な病態を網羅した正式名称」として何がふさわしいかは難しい問題であり、この研究の必要性の本質的なところです。日本小児神経学会用語集改訂第2版に準拠して、Septo-optic dysplasia 中隔視神経異形成症としております。

小児慢性特定疾患指定委嘱の際にはde Morsier症候群の病名も併記されていたのですが、de Morsierさんがはじめて報告したものではなく、現在は使用されなくなっていますので、混乱を避けるために省きました。

我々の研究班は「中隔視神経異形成症」で統一しています。隔視神経異形成」も「中隔視神経異形成症」 も同程度に用いられますが、「中隔視神経異形成」だと構造異常のみが強調されるため、疾病としての性質 を表すため、「中隔視神経異形成症」を採用しています。

今後の改訂において、指定難病「中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群」および小児慢性特定疾病「中隔視神経形成異常症(ドモルシア症候群)」の病名を我々の研究班の「中隔視神経異形成症」に統一したいと考えます。

【診断基準の妥当性の検討】

指定難病の診断基準

<診断基準>

- 1.主要臨床症状
- 1. 眼症状(眼振・視力障害・半盲・斜視・小眼球)
- 2.下垂体機能低下症(成長ホルモン分泌不全性低身長、中枢性甲状腺機能低下症、二次性副腎皮質機能低下症、低ゴナドトロピン性性腺機能低下症、中枢性尿崩症)。ただし、ゴナドトロピン分泌亢進による思春期早発症状を認めることもある。
- 11. 重要な検査所見
- 1.眼底検査で視神経低形成を認める。
- 2.頭部MRIで、正中脳構造の異常(透明中隔欠損、脳梁欠損、視交叉低形成)を認める。

111. その他の所見

1.発達遅滞/知的障害

<診断のカテゴリー>

1かつ | | 2、または、| | 1かつ | | 2、または、2かつ | | 2を満たす時、本症と診断する。

2の下垂体症状は初期には認められないことが多い。

1111は正常から重度まで幅広い。

研究班の診断基準

以下の3項目のうち、少なくとも2項目を満たすものを中隔視神経異形成症と診断する。

透明中隔欠損を認める

下記の内分泌異常を認める

視神経低形成(片側性もしくは両側性)を認める

(内分泌異常は初期には認められないことが多く、 もしくは を認める場合は思春期まで内分泌異常の発現に注意が必要である)

【診断の問題点】

当研究班の診断基準においては脳形成異常の基準は透明中隔欠損であるが、現在の難病指定においては脳の形成異常として、透明中隔欠損または脳梁欠損または視交叉低形成のいずれかとされている。従って診断基準においては、眼症状(I-1)かつ視交叉低形成(II-2)を満たした場合にも、中隔視神経形成異常症の難病指定となる。この場合、研究班の診断基準(上述)では本症の診断には合致しない。我々の研究班では「中隔視神経異形成症」は眼症状のみではなく、透明中隔欠損という脳形成異常、下垂体機能異常を含む広い臨床病態とし、研究班での診断基準が実臨床において診断、治療に有用かつ妥当であることを一昨年、昨年の研

究で明らかにしてきた。今後このエビデンスに基づいた難病指定、小児慢性疾病の診断基準の改訂にむけ努力する必要がある。

臨床調査個人

134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群

基本情報		新規
受給者番号		更新
姓(かな)	名(かな)	-
姓(漢字)	名(漢字)	
郵便番号	住所	
	Tarana and Tarana	
生年月日	西暦 年 月 日 性別	1.男 2.女
出生市区町村		
出生時氏名(変更のある場		
合)	姓(漢字) 名(漢字)	
家族歴	1.あり 2.なし 3.不明	
	発症者続柄 1.父 2.母 3.子 4.同胞(男性) 5.	同胞(女性) 6.祖父(父方)
	7.祖母(父方) 8.祖父(母方) 9.祖母(母方) 10.いとこ 11.その他 続柄
	()	
発症年月	西暦 年 月	
社会保障 介護認定	1.要介護 2.要支援 3.なし 9	要介護度 1 2 3 4
		5
生活状況		
移動の程度	1.歩き回るのに問題はない 2	2.いくらか問題がある 3.寝たきり
	である	
身の回りの管理	1.洗面や着替えに問題はない 2	2. いくらか問題がある
	3.自分でできない	
ふだんの活動	1.問題はない 2.いくらか問題がある 3	3.行うことができない
痛み / 不快感	1.ない 2.中程度ある 3	3.ひどい
不安 / ふさぎ込み	1.問題はない 2.中程度 3	3.ひどく不安あるいはふさぎ込ん
	でいる	

診断基準に関する事項

A. 症状(該当する項目に図を記入する)

л.	##V (IIX -	コ 1 つ ス I		' '						
1.	眼症状 (眼振	視力障害	半盲	斜視	小眼球)		1.該当	2.非該当	3.不
								明		
2.	下垂体機能	能低下症								
	成長才	トルモンタ	分泌不全性低身長	中村	区性甲状腺機	能低下症	二次性副	1.該当	2.非該当	3.不
	腎皮質機	幾能低下症	き 低コ	ナドトロリ	ピン性性腺機	能低下症	中枢性尿	明		
	崩症									

B.検査所見

1. 眼底検査で視神経低形成を認める	1.該当 2.非該当 3.不 明
2. 頭部 MRI で、正中脳構造の異常 (以下 a.~c.)を認める	1.該当 2.非該当 3.不
a.透明中隔欠損 b.脳梁欠損 c.視交叉低形成	明

C. その他の所見

発達遅滞 / 知的	陪宝	1.該当	2.非該当	3.不
光连连/ / 和的	焊舌	明		

<診断のカテゴリー>

Aの1. かつBの2. を満たす	
Bの1. かつBの2. を満たす	
Aの2. かつBの2. を満たす	

いずれにも該当しない

症状の概要、経過、特記すべき事項など

発症と経過

症状出現時	期							
眼症状	西暦月	年	内分泌症状	西 暦	年	神経症状	西 暦	年

重症度分類に関する事項(該当する項目に図を記入する)

視覚障害: 良好な方の眼の矯正視力が 0.3 未満	1.該当 不明	2.非該当	3.
下垂体機能低下症を認め、ホルモン補充療法が必要である	1.該当 不明	2.非該当	3.
以下の精神保健福祉手帳診断基準における「G40 てんかん」の障害等級判定区分および障害者総合支援法における「精神症状・能力障害二軸評価」(2)能力障害評価で、次のいずれかに該当する	1.該当 不明	2. 非該当	3.
「G40 てんかん」の障害等級が 1 級程度で、能力障害評価 1~5 のいずれかを満た 「G40 てんかん」の障害等級が 2 級程度で、能力障害評価 3~5 のいずれかを満た 「G40 てんかん」の障害等級が 3 級程度で、能力障害評価 4~5 のいずれかを満た	こす		

「G40 てんかん」の障害等級判定区分

- 八、二の発作が月に1回以上ある(1級程度)
- イ、口の発作が月に1回以上ある、または八、二の発作が年に2回以上ある(2級程度)
- イ、口の発作が月に1回未満、または八、二の発作が年に2回未満である (3級程度)

てんかん発作のタイプ

- イ.意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 口.意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- 八.意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- 二.意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

「精神症状・能力障害二軸評価」 (2)能力障害評価

1.精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会 生活
は普通に出来る
2.精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける
3.精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援 を必
要とする
4.精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する
5.精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない

人工呼吸器に関する事項(使用者のみ記入)

	WHILE WILL AND A SHAPE	· (27.13 E	7 - 7 HO7 ()					
使用の有	1.あり							
無								
開始時期	西暦 :	年 月			離脱の見込み	1.8	あり 2.なし	
種類	1. 気管切開孔を:	介した人工	呼吸器 2.鼻	₽ ₹.	スク又は顔マスクを介	した人工吗	呼吸器	
施行状況	1.間欠的施行 2	2.夜間に継	続的に施行 3	. —[日中施行 4.現在はえ	ト施行		
生活状況	食事	自立	部分介助 :	全	車椅子とベッド間	自立	軽度介助	部分介助
	整容	介助			の移動	全介助		
	入浴	自立	部分介助/不	可	トイレ動作	自立	部分介助	全介助
	階段昇降	能			歩行	自立	軽度介助	部分介助
	排便コントロ	自立	部分介助/不	可	着替え	全介助		
	ール	能			排尿コントロール	自立	.部分介助	全介助
		自立	部分介助	不		自立	.部分介助	全介助

医療機関名					
		指定医番号			
医療機関所在地		赤 牡亚口	,	`	
 医師の氏名		電話番号	()	
医師の氏名	ED	記載年月日:西暦	年	月	日
自筆または押印のこと	213			/ J	н

・病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。

(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。)

- ・治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近 6 か月間で最も悪い状態を記載してください。
- ・診断基準、重症度分類については、<u>「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成27年5月13日健発0513第1号健康局長通知)</u>を参照の上、 ご記入ください。
- ・審査のため、検査結果等について別途提出をお願いすることがあります。

資料4

眼科医が診療中のSODスペクトラム調査

目的:SODはその80%に視神経低形成を伴うため、初診医が眼科医である可能性が高い疾患である。 しかしながらSODはまれな疾患であるため、眼科医にとっては認知度の低い疾患でもある。眼科医が把握しているSODあるいはSOD類縁疾患の頻度と程度について明らかにする。

【眼科医が診療中のSODスペクトラム・アンケート調査】

- 1 障害手帳の有無: 視覚 肢体 知的 申請中 不明
- 2 小児慢性疾病認定の有無: あり なし 申請中 不明
- 3 紹介者: 眼科医 小児科医 紹介なし
- 他 (自由記載)
- 4 初診時年齢 : 年 か月
- 5 SOD診断時年齢: 年 か月
- 6 性別: 男 女
- 7 家族歴: あり なし 不明
- 8 周産期異常: あり なし 不明
- 9 遺伝子異常: あり なし 不明
- 10 母体因子: あり なし 不明
- 11 併発奇形: (眼、脳、内分泌以外): あり なし
- 12 右眼球): 無眼球 小眼球 正常
- 13 左眼球): 無眼球 小眼球 正常
- 1 4 右視神経: 低形成 萎縮 正常
- 15 左視神経: 低形成 萎縮 正常
- 16 右視力: 光覚 手動弁~0.01 0.02~0.3 0.3以上 不明
- 17 左視力: 光覚 手動弁~0.01 0.02~0.3 0.3以上 不明
- 18 右)その他の眼所見: (自由記載
- 19 左) その他の眼所見: (自由記載)
- 20 初発症状: 発達遅延 てんかん 不明
- 2 1 診断: 知的障害 脳性まひ てんかん 自閉症 不明
- 22 行動異常: 多動 自閉 自傷 睡眠障害
 - その他 (自由記載)
- 23 発達知能レベル:正常 境界 軽度 中等度 重度 最重度 不明
- 2.4 運動機能:正常 走る 独歩 支持歩行 独坐 常時臥床 不明
- 25 透明中隔: 欠損 囊胞
- その他(自由記載)
 - 正常不明
- 26 脳梁: 欠損 菲薄化 肥厚
- その他(自由記載)
 - 正常 不明
- 27 内分泌学的初発症状:呼吸障害 低血糖 黄疸遷延 多飲・多尿
 - 低身長
- その他(自由記載)
- 28 下垂体所見: 正常 異常(所見記載) 不明

ご協力ありがとうございました。

先天性中枢性甲状腺機能低下症の概数調査 過去10年以内に出生した症例が対象です。

症例識別番号 [@#\$-] [最初の3文字は貴施設の番号です。ハイフン以下に、貴施設固有の患者番号を設定してください。カルテ番号や生年月日など、個人を特定できる可能性のあるものを避けてください。]
調査対象の適格性確認(ひとつでも該当しないものがあれば、調査の対象外です) []先天性中枢性甲状腺機能低下症である。 []視床下部性または下垂体性の甲状腺機能低下症 []脳腫瘍や頭部外傷など、明らかに後天性の原因があるものを除く。 []他の下垂体性ホルモン分泌不全の合併の有無は問わない。 []甲状腺ホルモン値に比して、TSH値が不相応に低値(負荷試験は必須ではありません) []低出生体重児の低(F)T4血症(一過性のもの)は除く。
以上すべてを満たすものを、中枢性甲状腺機能低下症とする。したがって、口蓋裂に伴う汎下垂体機能低下症や、septo-optic dysplasiaも含まれます。] []現在も甲状腺ホルモン剤により治療中で、一過性のものではない。
思者背景 生年月日[西暦]年[]月[]日 性別 [男、女] 在胎週数 [在胎週日] 出生時体重 [g] 出生時身長 [cm] 頭囲[cm] 分娩様式 [頭位自然、骨盤位経膣、帝王切開、その他()] 新生児仮死 [なし、あり] 病的な黄疸 [なし、あり] 出生地 []県[]市 甲状腺疾患の家族歴 [なし、あり()] 中枢性甲状腺機能低下症の診断の端緒 []マススクリーニングの結果により診断に至った。 [マススクリーニングのデータがお分かりであればご記入下さい。 採取日:年月日 TSH□IU/mL, FreeT4ng/dL 採取日: 年 月 日 TSH □IU/mL, FreeT4ng/dL
採取日:年月日 TSH□IU/mL, FreeT4ng/dL 採取日:年月日 TSH□IU/mL, FreeT4ng/dL] []臨床症状により受診し、診断に至った。[状況を詳述下さい
マススクリーニング情報 甲状腺に関する新生児マススクリーニングの採血を行ったのは 甲状腺ホルモン剤の投与前 甲状腺ホルモン剤の投与後 甲状腺に関する新生児マススクリーニングの結果は 異常なかった(要再検査や要精密診査、とはならなかった) FT4低値で再検査したが、再検査では正常だった。 FT4低値で再検査となり、再検査でも低値で、要精密診査となった。 その他(状況を記載してください

身長 []	CM, 体重 [] kg,頭趙 [] Cm	
ショック	活気低下	哺乳不良	末梢循環不全	体重増加不良
[あり, な	[あり, な	[あり, な	[あり, な	[あり, な
し]	し]	し]	し]	し]
成長障害	低血糖	発達遅滞	クレチン顔貌	病的黄疸
[あり, な	[あり, な	[あり, な	[あり, な	[あり, な
し]	し]	し]	し]	し]
臍ヘルニア	腹満	巨舌	便秘	小陰茎 (男児)
[あり, な	[あり, な	[あり, な	[あり, な	[あり, な
し]	し]	し]	し]	し]

その他特記する症状

Γ	なし、	あり	()	1

骨成熟の評価[なし, あり]

ありの場合、以下もお願いします。

評価方法[大腿骨遠位, 手根骨]

具体的な結果[______]

甲状腺機能に関する情報

A) 治療開始直近のデータ(1)

A) 冶獠開始 E	ュエのテー	-ダ(ヿ)	155 117 177			
			採取日			
TSH		□IU/ mL	西暦 <u> </u>	_	月	B
PRL		ng/mL	西年西年西年西年西年西年	_	月	B
Free T3		pg/mL	西 年	暦	月	B
Free T4		ng/dL	西 年	暦	月	B
Т3		ng/mL	西 年	暦	月	B
T4		□g/d L	西 年	暦	月	B
TBG		□g/m L	西 <u>年</u>	暦	月	目
甲状腺自 己抗体						
抗TPO抗 体 抗TG抗体		U/mL	西 年 西 年	暦	月	目
		U/mL	西 <u>年</u>	暦	月	目
他 []		[西 <u>年</u>	暦	月	日
甲 状 腺 以 外 の ホ ル モン						
ACTH		pg/mL	西暦 年	_	月	B
Cortisol	1 1	□g/d L	西暦 年	_	月	B
LH		mIU/m L	西 年	暦	月	B
FSH		mIU/m L	西 年	暦	月	B
IGF-1		ng/mL	西年西年西年西年	暦	<u>_</u> 月	B
IGFBP-3		□g/m L	西 年	暦	月	B

B) TRH負荷試験	į
------------	---

[[] 未実施

] 実施

施行日[西暦____]年[___]月[___]日

*/-	1	· J.	ь	•	_
旃	17	ľÄ	π	7	77

[] 甲状腺ホルモン投与開始前に実施 [] 一定期間休薬して実施。 () 日間休薬した。 [] 甲状腺ホルモンの投与は継続した状態で実施 結果:投与量 [] □g/kg, [静注,筋注]

后来·投与重 [J⊔g/kg,	L 財/土, 月	力注]					
	O min.	<u></u> min.	<u></u> min.	<u>—</u> min.	 min.	<u></u> min.		
TSH	[血清, 濾紙血]							
PRL	[血清, 濾紙血]							
FreeT3	[血清, 濾紙血]							
FreeT4	[血清, 濾紙血]							
C) 現在(もしくは最終観察日)の甲状腺機能[西暦年月日]								
	現在の身長 [cm] 体重 [kg]							
イー ぞいかりしゅ	-	/						

TSH	[血清, 濾紙血]					
PRL	[血清, 濾紙血]					
FreeT3	[血清, 濾紙血]					
FreeT4	[血清, 濾紙血]					
) 現在(もしくは最終観 現在の身長[チラーヂンS投与量 甲状腺機能検査値 TSH [] T3 []	cm] 体重 [[□ U/mL, Fre	[□g/日] ee T3 [_kg]] pg	年月 /mL, Free		
甲状腺以外の内分泌機 [] 中枢性甲状腺 [] 他の下垂体ホ	機能低下症以外 ルモンの分泌が低下している SH-性腺系 (手っている	外の内分泌 低下を伴っ <u>と考えられ</u> ()CR	ている <u>1る内分泌系</u> H-ACTH-コノ	ゑ゙をチェッ ^ヶ	<u>さい。</u>	
画像検査の情報 A) 甲状腺の画像検査の [] 超音波校 [] CT (月 [] 1231シン・	食査(所見 f見 チグラム(所 f-グラム(所見)))	
[] その他 B) 中枢神経系の画像村 [] MRI:実 視床下部-下垂	食査の有無 施日 西暦 <u></u>	年	月	日)	
その他・大脳当	≐球• 視神経な)	
A) 身体的合併症およて []なし					`	
B) 精神運動発達 発達の遅れ	內容				 <i>)</i>	

発達の遅れ

	[なし, あり, 个明]			
	頚定[]ヶ月 座位[]ヶ月	独步 [] 々	τ月 初語 [<u></u>]	ヶ月
	運動機能			
	(寝たきり 座れる 歩行障害 歩	ける 走れる	その他 [])
	就学状況			
	(就学前 訪問教育 養護学校 障害	児学級 通常学級	その他 [])
	最新のIQ/DQ			
	実施日:西暦年月	日		
	検査名 []		
	結果 []		
	_			
転帰				
-	1.18大大学院 沙底市			
[] 現在も通院・治療中			
L] 死亡(死因と死亡時年齢:	_)
[] ドロップアウト(通院の中断)			
[] 転院(転院先:)
[] その他()
印協力頂きありがとうございました。				
『子メールアドレス記載欄「				